

振動規制法施行規則に基づく道路交通振動の限度の区域及び時間

苫小牧市告示第 119 号

振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号）別表第 2（道路交通振動の限度）の備考第 1 項の規定により市長が定める区域及び同表の備考第 2 項の規定により市長が定める時間を次のとおり定め、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

平成 25 年 3 月 27 日

苫小牧市市長 岩 倉 博 文

1 市長が定める区域

- (1) 第 1 種区域 平成 25 年苫小牧市告示第 116 号により振動規制法に基づく規制地域として指定された地域（以下「指定地域」という。）のうち、第 1 種区域とする。
- (2) 第 2 種区域 指定地域のうち、第 2 種区域とする。

2 市長が定める時間

- (1) 昼間 午前 8 時から午後 7 時までとする。
- (2) 夜間 午後 7 時から翌日の午前 8 時までとする。